

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
004010	個人	世界の基軸通貨「広島鯉(ひろしまコイン)」発行と平和投資銀行の設立による世界平和経済戦略	通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律第4条	「貨幣の製造及び発行の権能は、政府に属する」という条件があるところを、「政府および平和首長会議に属する」に変更する。	1. 我が国においては、円を通貨単位とし、政府・日本銀行を通貨の発行主体とした単一通貨制度となっている。 2. 国内において、複数の通貨単位を設けることや政府・日本銀行以外の発行主体を設けることは、我が国の社会・経済に混乱を来すことになる。	右提案者からの意見を踏まえ、回答された。	近代の貨幣制度の歴史をたどり、金本位制と管理通貨制度に対して、新たな金融経済システムを世界平和経済戦略化することを目的として、「金」に替わる普遍的価値を「平和経済」としたことが最大の特長。 このことは、平和利用限定の法定通貨を世界の基軸通貨とすることの根拠でもある。そして、ブルー・コインの製造技術力の高さこそが、その実現力でもあり、産業の国際競争力そのものになり続けるのである。 金価格の下落や国際金融を巡るパワーバランスの不安定さが、本提案の実現に向けての調査研究の必要性の証左となっている。	我が国においては、円を通貨単位とし、政府・日本銀行を通貨の発行主体とした単一通貨制度となっている。国内において、複数の通貨単位を設けることや政府・日本銀行以外の発行主体を設けることは、我が国の社会・経済に混乱を来すことになるため、ご提案については対応できない。
004020	個人	世界の基軸通貨「広島鯉(ひろしまコイン)」発行と平和投資銀行の設立による世界平和経済戦略	通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律第5条	「貨幣の種類は、五百円、百円、五十円、十円、五円、一円及びひるま鯉、十万鯉、千鯉の九種類とする」に変更する。	1. 我が国においては、円を通貨単位とし、政府・日本銀行を通貨の発行主体とした単一通貨制度となっている。 2. 国内において、複数の通貨単位を設けることや政府・日本銀行以外の発行主体を設けることは、我が国の社会・経済に混乱を来すことになる。	右提案者からの意見を踏まえ、回答された。	近代の貨幣制度の歴史をたどり、金本位制と管理通貨制度に対して、新たな金融経済システムを世界平和経済戦略化することを目的として、「金」に替わる普遍的価値を「平和経済」としたことが最大の特長。 このことは、平和利用限定の法定通貨を世界の基軸通貨とすることの根拠でもある。そして、ブルー・コインの製造技術力の高さこそが、その実現力でもあり、産業の国際競争力そのものになり続けるのである。 金価格の下落や国際金融を巡るパワーバランスの不安定さが、本提案の実現に向けての調査研究の必要性の証左となっている。	我が国においては、円を通貨単位とし、政府・日本銀行を通貨の発行主体とした単一通貨制度となっている。国内において、複数の通貨単位を設けることや政府・日本銀行以外の発行主体を設けることは、我が国の社会・経済に混乱を来すことになるため、ご提案については対応できない。
006020	マーケティングインターナショナル株式会社(チームヴィジョン22)	PINEWOOD OKINAWA MOVIE STUDIOS(POMS) 雇用促進・観光・貿易振興を目的とした世界レベルでのコンテンツ産業創造プロジェクト	都市計画法34条 道路法	国家戦略特区に指定された場合は手続きを簡素化できるようにする	現行の国家戦略特別区域法において、国家戦略特別区域会議が、開発許可権者である地方公共団体を含む構成員の全員の合意に基づき、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために必要な開発行為に関する事業(国家戦略開発事業)について区域計画を作成し、当該計画が内閣総理大臣の認定を受けたときには、国家戦略特別区域法第22条により開発許可があったものとみなされることとなっている。	-	-	-
076010	鹿児島県鹿児島郡三島村	「特産品しょうちゅう」の製造免許要件の規制緩和	酒税法第7条第2項	申請書記載の最低製造量10キロリットルの要件の緩和し、一定条件下においては最低製造量を2キロリットルとする。	ご提案の趣旨は、島内でのみ販売する特産焼酎を小規模で製造することを可能とするために、酒類の製造免許の取得に必要な最低製造数量基準を緩和するものであると考えられるが、国家戦略特区制度は、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を目的としている制度であり、ご提案の小規模な特産焼酎の製造及び島内に限定した販売が国家戦略特区制度の制度趣旨に沿うものとは考えられない。 酒類の製造者は、所得の有無にかかわらず酒税を納める必要があるため、その納税が確保されるためには、一般に採算の取れる程度の製造規模であることが必要である。したがって、酒類の区分及び製造場ごとに客観的な水準として定められた最低製造数量基準を満たすことが製造免許の要件とされている。 構造改革特区制度においては、既にこの最低製造数量基準の特例を設けているところであるが、この最低製造数量基準の特例を設けるにあたっては、採算が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を及ぼしかねないことを踏まえ、構造改革特区制度における酒税法の特例では、その対象酒類が限定されている。 構造改革特区制度において特例の対象とされている果実酒やリキュールについては、一般に比較的簡易な設備で製造可能であるのに対し、単式蒸留しょうちゅうについては、一般にその製造には発酵設備の他に蒸留設備等の製造設備への投資が必要となるとともに、一般にアルコール度数が高く納税額が高額になることも十分に踏まえる必要があり、ご提案の単式蒸留しょうちゅうの最低製造数量基準の緩和については、特区における対応は困難と考える。	右提案者からの意見を踏まえ、回答された。	本村においては、単式蒸留しょうちゅうの製造に関して、製造設備を公設民営で運営を想定しており、酒類の製造者においては、製造設備の投資負担が発生しない。 加えて、現在、既存の酒造メーカーに製造委託によって平成17年以降毎年約2キロリットルの焼酎の製造販売を行っており、採算が確保できることについては確認できている。 酒類の製造量についても、当初は2キロリットルの製造とするが、計画的に段階的に製造量を増やし、いずれ10キロリットルの製造量を確保することを想定している。 このような条件下において、構造改革特区制度における最低製造数量基準の緩和は可能と考える。 なお、基幹産業である畜産の振興にあたり、畜舎、農業機械などの投資的経費については畜産公共事業等を活用し村が整備し、農家が共同利用することで経営の安定化が図られ移住者が増えるなど実績が上がっている。	地域の特産品を原料とした単式蒸留焼酎の製造免許要件の規制緩和については、平成28年12月22日に閣議決定された平成29年度税制改正の大綱において、「構造改革特別区域内において地域の特産品を原料とした単式蒸留焼酎を製造しようとする者が、単式蒸留焼酎の製造免許を申請した場合には、一定の要件の下、最低製造数量基準(現行:10kg)を適用しない。」と記載されたところ。

提案管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置 の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
077010	鹿児島県鹿児島郡三島村	酒類製造場の所在地要件に関する規制緩和	酒税法第7条第1項	<p>ご提案の趣旨は、島内でのみ販売するために特産焼酎を小規模で製造することを可能とするために、島内に設ける製造場を本土の製造場と一体とみなし、島内の製造場に対して最低製造数量基準を適用しないものであると考えられるが、国家戦略特別区域制度は、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を目的としているものであり、ご提案の小規模な酒類の製造及び島内に限定した販売が国家戦略特区制度の制度趣旨に沿うものとは考えられない。</p> <p>製造場移出課税を採用している酒税では、酒類の製造場から酒類を移出等した酒類の製造者に対して酒税の特税義務を課し、その製造場ごと製造場を所轄する税務署長に対して申告書の提出を行うこと求めている。このため、製造免許を付与する場所は酒税の取納上不適当と認められる場所でないことを要件とし、酒類の製造免許は場所を特定して付与することとしている。</p> <p>また、酒税の課税客体の酒類は水物であり、製造行為も消費も痕跡を残さないことが可能である等の理由から、酒類の製造及び流通の全段階において量的にも質的にも確実に把握しておくためには、的確な酒税収入の確保も期し難い。したがって、酒税では、酒類製造者等に記帳の義務、(製造場の異動等の)申告の義務、承認を受ける義務、届出の義務等を課しており、これらの義務も酒税の申告納税との関係から製造場ごとを前提として制度設計されている。</p> <p>これらの点を踏まえ、敷地が連続していない複数の場所を一つの製造場として取り扱うためには、これらの場所の間の距離が近接しており、同一の管理人によって管理され、かつ、その製造、貯蔵、販売等がこれらの場所で一元的に集中して行われている等その実態が機能的に同一の酒類の製造場と認められるもので、酒税の取納り上特に支障がないことが必要である。</p> <p>こうした免許制度を前提に、最低製造数量基準は製造場ごとに満たすものとされているが、これは、一般に製造場における設備投資等を回収する採算を確保し、以て酒税の保全を担保するとの免許制度の目的から、当然に製造場単位で要請されるものである。</p> <p>以上を踏まえれば、ご提案の島内に設ける製造場を本土の製造場と同一の製造場とみなすことは、酒税制度の根幹に影響を及ぼしかねないことから、特区における対応は困難である。</p>	敷地が連続していない製造場も一定の条件の下では同一の製造場とみなす。	右提案者からの意見を踏まえ、回答させていただきます。	<p>当提案の趣旨は、酒類の製造免許取得にあたり最低製造数量基準を回避すること、及び、需給調整要件による製造免許の付与の制限を回避し、既存の製造免許での製造を可能にすることである。</p> <p>後者に関して、島内の製造所における最低製造数量基準を超える生産が可能である場合において、監視カメラの設置や出入り口の重量センサーの設置、その他ICT等の活用によって、島内の製造場を本土の製造場と機能的に同一の製造場として管理ができるような対応を行うことで酒税の取り締まり上支障がないことを担保することができれば、構造改革特区制度における規制緩和にて島内に設ける製造場を本土の製造場と同一の製造場とみなすことは可能と考える。</p>	<p>前回の回答でも申し上げたとおり、敷地が連続していない複数の場所を一つの製造場として取り扱うためには、これらの場所の間の距離が近接しており、同一の管理人によって管理され、かつ、その製造、貯蔵、販売等がこれらの場所で一元的に集中して行われている等その実態が機能的に同一の酒類の製造場と認められるもので、酒税の取納り上特に支障がないことが必要である。</p> <p>これは、例えば、原料処理、発酵、蒸留、熟成、びん詰めといった一連の酒類の製造工程の中の一部の工程のみを敷地が連続していない近接する場所で行う場合などのように、そのそれぞれの場所を別の製造場として取り扱うよりも、これらの場所を一つの製造場として取り扱った方が、より酒類の製造実態に合った酒類製造者による申告納税、記帳や申請届出等の製造場ごとに求められる各種手続ができることも、税務当局による監督も容易になるという考え方に基づくものである。</p> <p>一方、ご提案のように、監視カメラの設置や出入り口の重量センサーの設置、その他ICT等の活用を行ったとしても、島内の製造場での酒類の製造行為と本土の製造場での酒類の製造行為には関連性はなく、それぞれの製造場ごとに一連の酒類の製造行為は完結し、それぞれの製造場から酒類の移出が行われるため、本土の製造場と島内の製造場は別々の製造場であって、それぞれ別々に申告納税、記帳や申請届出といった各種手続を行うことが、より酒類の製造の実態に合致しており、税務当局による監督も容易であるため、本土の製造場と島内の製造場を一つの製造場とみなす合理性がないと考える。</p>
086010	御蔵島村	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)
161010	東京都大島町利島村新島村神津島村三宅村御蔵島村八丈町青ヶ島村小笠原村	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)